

**当麻町水道事業給水条例施行規則（平成10年3月24日規則第3号）**

最終改正：令和元年12月24日規則第27号

改正内容：令和元年12月24日規則第27号 [令和元年12月24日]

## ○当麻町水道事業給水条例施行規則

平成10年3月24日規則第3号

## 改正

平成15年3月10日規則第5号  
令和元年9月20日規則第20号  
令和元年12月24日規則第27号

## 当麻町水道事業給水条例施行規則

当麻町水道事業給水条例施行規則（昭和48年規則第1号）の全部を改正する。

## (目的)

**第1条** 当麻町水道事業給水条例（平成10年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (給水の用途外使用の制限)

**第2条** 使用者は、町長に届出た用途以外の用途に水道を使用してはならない。

2 2種以上の用途に使用する場合の料金は、その料率の高いものとする。

## (給水装置の管理)

**第3条** 止水栓、メーター器等の計量又は修理等に支障を及ぼすと認められる物件又は工作物を設置してはならない。

2 前項の工作物を設置又は常置する必要が生じたときは、速やかに止水栓、メーター器等の移設工事を請求しなければならない。

## (構造及び材質の基準)

**第4条** 給水装置の構造及び材質の基準は、水道法施行令（昭和32年政令第336号以下「政令」という。）第6条及び同規定に基づく、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年省令第14号）に定めるところによる。

(1) 給水管の口径は、その使用条件を考慮して適當な大きさのものであること。

(2) 給水装置の材質は、充分な強度耐久性及び水密性を有し、かつ、水道水が汚染されないものであって、水道技術管理者の定めるものとする。

(3) 給水装置、逆流及び水道水の汚染を防止することができ、かつ停滯水を生じさせるおそれのないものであること。

(4) 給水栓は、凍結防止のため不凍給水栓若しくは耐寒給水栓であること。

## (給水装置工事の申込)

**第5条** 条例第6条の規定による給水装置工事の申し込みは、「給水装置工事申込・承認申請書」を町長に提出しなければならない。

2 給水装置工事の申込者で、次の各号の一に該当するものは、当該各号に掲げる書類を前項に合わせて提出しなければならない。

(1) 他人の家屋又は他人の所有地に給水装置を設置しようとするもの。当該家屋又は土地所有者の同意書若しくはこれに代る書類

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするもの。当該給水装置所有者の同意書又はこれに代る書類

(3) 前2号に定める書類の提出ができない場合は、給水装置工事申込者の「誓約書」

## (申込変更等の届出)

**第6条** 条例第6条の規定により給水装置工事の申し込みをした者は、その申し込みの内容を変更し、申し込みを取り消し、又は工事の中止をしようとするときは、「設計変更承認書」又は「給水装置工事申込取消・工事中止届」を直ちに町長に提出しなければならない。

## (工事の申込取消)

**第7条** 条例第7条に規定する工事費概算額を納入しないときは町長は、その申込を取り消したものとみなす。

## (特別工事の申込)

**第8条** 給水区域内において、現に配水管の布設のない箇所に給水装置を請求する場合は、その請求者が配水管及び一切の工事費を負担するものとする。

2 前項により布設した配水管、給水本管及び付帯施設は、布設後何等の手続きをまたずして町有に帰属するものとする。

## (工事の施行)

**第9条** 条例第8条第1項の規定により町長が指定した者とは、法第16条の2第1項の規定によるもののほか、当麻町指定給水装置工事事業者規程（平成10年規程第2号）の定めるところによる。

## (工事の補償)

**第10条** 条例第8条第1項の規定により町長が施行した給水装置工事は、工事完了の日から1年以内に工事の欠陥又は資材の

不良を発見した場合には、町が費用を負担して補修するものとする。ただし、災害その他不可抗力、又は水道使用者の故意若しくは過失に起因すると認めるときはこの限りではない。

(工事費の算出方法)

**第11条** 条例第10条第3項の規定による工事費の算出は、次の各号により算出した額の合計額とする。

- (1) 材料費 その工事に使用する材料の数量に、町長が別に定める材料単価を乗じて算出した額
- (2) 運搬費 運搬機種の種類、数量及び運搬距離を基に算出した額
- (3) 労務費 町長が別に定める職種別の賃金に、特殊性及び難易性を勘案した一定率を乗じて算出した額
- (4) 道路復旧費 舗装道及び砂利道に区分し、町長が別に定める単価に復旧面積を乗じて算出した額
- (5) 間接経費 材料費、運搬費、労務費、道路復旧費の合計額に、町長が別に定める率及び監督費、事務費、備品費等を見込んだ額を乗じて算出した額
- (6) 特別経費 条例第10条第2項に規定する特別な費用とは鉄道、水路の横断保護工、電触防止工及び配水管を切断分岐して接続するための夜間断通水作業等に要する費用、その他工事に必要な経費

2 前項の算出した合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(工事費の予納)

**第12条** 条例第11条第1項に規定する工事費概算額の予納は、町長の発行する納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。

(工事費の分納)

**第13条** 条例第11条第3項の規定により、工事費概算額を分納しようとする場合は、「工事費分納承認申込書」を提出して町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により工事費分納の申請があったときは、災害その他特に事情やむを得ないものと認められる事由があるときは3カ月を越えない範囲内において分納を承認することができる。

(給水契約の申込)

**第14条** 条例第16条の規定による給水契約の申込は、「給水装置開栓申請書」を町長に提出するものとする。

(代理人の届出)

**第15条** 条例第17条の規定により給水装置の所有者が代理人を定めたときは速やかに「代理人届」により町長に届出しなければならない。代理人を変更したときもまた同じ。

(管理人選定の届出)

**第16条** 条例第18条の規定により管理人を定めたときは、速やかに、「管理人選定届」により町長に届出しなければならない。管理人を変更したときもまた同じ。

(水道の使用中止、変更等の届出)

**第17条** 条例第23条第1項及び第2項各号の規定による届出は、次に定める届出書によるものとする。

- (1) 水道の使用を廃止するとき  
「給水装置使用廃止届書」
- (2) 水道の使用を中止するとき  
「給水装置使用中止届書」
- (3) 給水装置の使用用途を変更するとき  
「給水装置用途変更届書」
- (4) 水道使用者の氏名、又は住所に変更があったとき  
「水道使用者氏名・住所変更届書」
- (5) 給水装置の所有者に変更があったとき  
「給水装置所有者変更届書」
- (6) 消防用として使用したとき又は消防演習として使用するとき  
「消防演習又は消火栓使用届書」

(給水装置の修繕請求)

**第18条** 水道使用者等は、給水装置に故障又は異常があると認めたときは、条例第21条の規定により、速やかに届け出て修繕、その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、条例第8条第1項に規定する町長が指定する者に処置を請求したときは、この限りではない。

(使用水量及び用途の認定基準)

**第19条** 条例第28条各号に規定する使用水量及び用途の認定は、次の各号の定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の水量を基礎として、異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) 料金の異なる2種以上の用途に使用したときは、使用日数、使用者の業態、その他を考慮して用途別を認定する。
- (3) 漏水その他の事由により使用水量が不明のときは、使用料を認定する月の前3カ月における使用水量又は前年同期における使用水量その他の事情を考慮して認定する。
- (4) 積雪又は特別の理由のため、メーターの点検ができないときは、基本水量を基準として認定する。

(水道料金の納期及び納入通知書)

**第20条** 水道料金の納期は毎月25日までとする。ただし、その日が、土曜日又は日曜日若しくは休日等にあたる場合は、翌日とする。

2 給水装置の使用者は、町長の発行する「納入通知書」により水道料金を前項の期限内に指定金融機関若しくは町長が委託す

る集金人に納付するものとする。

(料金算定の定例日)

**第21条** 条例第27条に規定する計量給水料金算定の基準日は毎月15日から月末までとする。

(料金徴収後の過不足精算)

**第22条** 料金徴収後その料金の算定に誤りがあったときは、翌月分の徴収のときに過不足の料金を精算する。ただし、町長が必要ないと認めたときは、この限りでない。

(水道料金以外の徴収方法)

**第23条** 水道料金以外の工事費、手数料及び過料の徴収は、納入通知書による払込みによるものとする。ただし、町長が必要があると認めたときは、この限りではない。

(警告又は指示)

**第24条** 条例の規定により、管理上の必要性から町長が発する警告又は指示は、水道使用者等に対する「警告(指示)書」により行う。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(料金等の減免)

**第25条** 条例第33条に規定するその他特別の理由があるときは、次の場合をいう。

(1) 料金の算定基礎である使用水量が、あきらかに異常であると認めたとき

(2) 災害その他の理由により、減免する相当な理由があると認めたとき

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき

2 条例第33条の規定により料金の減免を申請しようとする者は、その理由を記載した申請書を町長に提出しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

3 料金等を減免する場合の額は、そのつど町長が定める。

(メータ一点検並びに料金徴収業務の委託)

**第26条** 町長は、条例第27条、第28条及び第31条の規定の定めるところにより行なうメータ一点検並びに料金徴収の業務は、受託人を指定してこれを行なわせることができる。

(給水の停止)

**第27条** 町長は、条例第37条第1項第1号の規定に基づいて給水の停止をするときは、「給水停止処分実施基準」により使用者に対してあらかじめ通告するものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

**第28条** 条例第42条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次の定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令

(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

#### 附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から適用する。

2 この規則の公布の前に既になされた承認その他処分又は申請及び届出その他の手続は、それぞれこの規則相当規定によりなされたものとこれをみなす。

附 則(平成15年3月10日規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月20日規則第20号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月24日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。